

やすらぎを守る

本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。

市民の主体的な健康づくりを基本に、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支えあいを促進し、住み良いまちを目指します。

政策 9 支えあいのまちづくり

施策 22 長寿社会を支える体制づくり

現状と課題

人口の高齢化による医療費や介護保険費の増大を抑制するため、国は、医療制度や福祉制度の改革を進め、「予防重視」、「施設より在宅」という方針を基本に、地域ごとに効果的な自立支援施策を展開することを促しています。

本市は、山間部を除いて公民の医療施設や福祉施設が比較的高い水準で整備されています。その中で、国民健康保険の一人当たりの診療費支給額が県下平均を大きく上回り、介護保険給付費も年々増加する等、医療や福祉にかかわる支出が、市財政を圧迫するようになってきています。

市民のニーズは多様化・複雑化、高度化しており、これに伴って福祉の担い手は、従来の福祉行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会のみならず、その他の行政分野、民間の事業者や市民ボランティア等、多様化しています。

団塊世代が高齢期を迎えつつある現在、元気な長寿社会づくりに向けて、市民、地域、市行政の体制づくりを進めることが求められており、今後想定される南海トラフ地震等対策についても広域市町村での連携の必要性が一層重要な課題となっています。

基本的方向

市民が前向きに健康づくりや自立した生活の継続に取り組むことができるよう、行政、地域、事業者が連携・協働して元気な長寿社会を築く体制づくりを進めます。

市では、健康介護支援課（母子、健康増進、介護予防、介護保険）、市民保険課（国民健康保険、医療、年金）、福祉事務所（福祉、生活保護）、教育委員会（保育、生涯学習・生涯スポーツ）をはじめ、あらゆる部署が連携し、市民の福祉向上と社会的な費用の逓減の両面から総合的な施策の展開を図るとともに、高度かつ専門的なサービスの利用環境を確保するため、県や近隣自治体との連携強化に努めます。

多様化する市民ニーズにきめ細かに応えていくため、民間事業者との連携強化、地域活動の推進や市民ボランティアの育成等を図ります。

また、年齢や障害の有無にかかわらず多くの市民がいきいきと様々な活動に参加し、就業等においても生涯活躍できるようなまちづくりを目指します（ユニバーサルデザイン化、ノーマライゼーション*の推進等）。中央東福祉保健所管内での災害訓練の合同実施等を行い、今後想定される南海トラフ地震等への災害対策の連携体制も構築していきます。

施策の内容

(1) 市内の連携体制の強化

庁内関係部署の連絡・連携体制を一層強化するとともに、民間の事業所や専門人材との連携を密にして、様々な問題への対応力の強化を図ります。特に、心身の健康、虐待防止、権利擁護、各種サービスの利用等にかかわる不安や悩みの解消は高齢者、障害者、子育て等に共通する課題であり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、香美市自立支援協議会、子育て支援センター等と連携し、各組織の機能を活かして解決にあたるとともに、市民がいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実に努めます。

(2) 広域連携の強化

引き続き、県や広域市町村圏における連絡・連携ネットワークに積極的に参加し、保健・医療・福祉を巡る問題の多様化・複雑化・高度化に対応する態勢を確保します。

また、南海トラフ地震等災害対策について、保健・医療・福祉の分野でも広域市町村圏で連携していきます。

(3) 民間事業者との連携

多様化するニーズにきめ細かく対応するため、民間ならではの柔軟な視点から、当事者の立場に立ったサービスや支援活動が展開・拡充されるよう、民間事業者と連携していきます。（健康関連産業、生活支援サービス産業の振興等）

(4) 高齢者がいきいきとするまちづくりの推進

高齢者を地域の担い手として積極的に位置づけ、その経験や知恵や技術、時間、特性を活かせる仕組みづくりを引き続き進めます。併せて、高齢者の健康づくり、生きがいづくり活動を促進し、老人クラブ、シルバー人材センターの充実、様々な産業、教育、地域活動等、各分野において一層活躍できるような場づくりを進めます。

(注)ノーマライゼーション*:年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念を意味します。



施策 23 地域福祉の推進

現状と課題

過疎化、高齢化、世帯規模の縮小化等により、家庭や地域の中で共に支え合う力が弱体化してきている中、福祉にかかわるニーズや問題が増えています。これを背景に、公的な支援機関として要保護者に対する生活相談、就労指導等を行う福祉事務所は、一層重要な役割を担うようになってきています。

地域の中では、NPO* やボランティアグループによる活動もみられ、社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置して活動の活性化を図っています。しかし、ボランティア活動への新規参加は、それほど増えていません。誰もができることやしたいことで気軽にボランティア活動等に参加するまち、共に支え合えあうまちにしていくためには、意識づくりや参加のための環境づくりを一層進める必要があります。

社会福祉協議会は、市民の福祉を担う民間機関として重要な位置づけにあり、行政受託事業や介護保険事業等を通じて、社会福祉の増進や民間団体等との連絡調整等を図り、共に支え合う地域づくりを推進しています。しかしながら、財源確保も含め、自主性を発揮しながら十分に活動できる体制づくりが課題となっています。

基本的方向

地域福祉の活動を支える母体としての福祉事務所及び社会福祉協議会の充実とともに、民生委員・児童委員等との連携や、ボランティア活動等の活性化を促進し、地域全体での見守りや支援体制の充実に努めます。

みんなが安心して暮らしていくことのできるまちづくりには、市民の支え合いが不可欠です。高齢者、障害者、ひとり親家庭等との交流や多様なボランティア活動等に気軽に取り組める機会の拡充や、地域で支え合う気運の醸成を図り、ノーマライゼーションの考え方に基づく地域づくりを推進します。



施策の内容

(1) ボランティア活動への支援体制の充実

香美市ボランティアセンター(香美市社会福祉協議会)を中心に、各地区のボランティア協議会との連携を図るとともにコーディネート職員を配置し、市民向けボランティア講座の開催、ボランティア情報の提供、支援ニーズの把握、活動者(団体・個人)の登録と支援ニーズとのマッチング、地域と連携した活動拠点の確保等、参加促進と活動支援の体制づくりを進めます。また、災害ボランティアセンター機能を発揮させるための準備等に取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

ノーマライゼーションの推進やボランティア活動への参加促進にあたっては、家庭・地域と連携して子どものころから共に生きる意識づくりを育みます。また、教育機関と連携して、就学前及び児童・生徒への福祉教育の充実に努めます。

(3) 社会福祉協議会等の支援

社会福祉協議会が行っている、高齢者や障害者(児)に対する在宅サービス、市民ボランティア活動をはじめ、市民が主体となって展開する地域福祉活動の推進を支援します。また、社会福祉協議会の体制の充実など、地域福祉団体を支援します。

(4) 福祉事務所活動の充実

生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域福祉の向上を図ります。また、被保護世帯の状況を把握して、被保護者の個別状況や自立阻害要因について類型化を図り、各類型に応じた自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、必要な支援を組織的に実施します。

(5) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の推進

地域福祉の確実な推進に向け、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画を推進します。市民が地域で主体的に行う活動については、社会福祉協議会を中心に「地域福祉活動計画」を推進します。いずれも市民参加を基本に推進し、本市における様々な福祉事業・活動を効果的に進めるための指針とします。

(注)NPO*:非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。狭義では、特定非営利活動促進法(平成10年3月成立)により法人格を得た団体(NPO法人)のことを指します。

施策24 みんなにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

公共施設等においては、スロープの設置、段差解消等によりバリアフリー化が進められてきていますが、その施設までの導線となる生活空間においては、整備が遅れているのが現状です。

バリアフリー化は、新しい施設を中心に進んでおり、既存施設については、緊急度に応じて順次対応している状況にあります。

基本的方向

高齢者や障害者にとって活動の障害となる段差等の改良も含め、すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすいまちを市民と共につくっていきます。

このため、ユニバーサルデザインの視点でまちを総点検し、特に利用度の高い場所等から必要な改善を進めていくこととします。

今後とも、公共施設の改善を進めるとともに、民間施設における対応も促進します。

施策の内容

(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちの点検、施設の改善

ユニバーサルデザインの視点からまちの点検を実施し、改善の必要のある箇所を確認して、緊急度に応じて順次改善を図るとともに、関係機関に改善を要請していきます。また、市民や事業所に対して、ユニバーサルデザインの必要性や、生活の中でできる工夫等について理解を促していきます。

政策10 保健、医療の充実

施策25 健康づくりの支援

現状と課題

できるだけ長く、健康で自立した生活を送ることは、多くの市民の願いでもあり、健康寿命*の延伸が、市と市民に共通した課題となっています。最近では、メタボリックシンドローム**、メンタルヘルス***、アレルギー****、新しい感染症への対応等、健康をめぐる様々な問題や不安も増加してきています。

今後は、全市的な規模で健康づくり活動を積極的に推進していくことが強く求められるため、高齢者の健康長寿のみならず、あらゆる年齢階層の健康づくりを支援できる計画や体制づくりが必要です。

また、健康増進計画・香美市食育推進計画・特定健康診査等実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）に沿った、効果的な健康づくりに結びつけることができる支援体制の確立が課題です。

基本的方向

各地域の既存施設の有効活用や、健康づくり婦人会・健康づくり推進員協議会・食生活改善推進協議会などの健康づくり団体と、協働で健康増進に取り組むとともに、自治会・婦人会等のグループや、個人に対して健康づくり活動への参加を促す等、子どもから高齢者まで世代ごとにきめ細かな健康づくり施策を推進します。

特に検（健）診の受診率の向上を図り、生活習慣病予防対策と生活機能低下予防対策（介護予防）の一体化に努めます。過去の健診データ・病歴・介護サービス受給状況等を複合的に判定し、地元医療機関との連携体制を構築・強化し、より効果的な健康づくりを推進します。また、関係各課とも連携し、保健サービスの向上に努めます。

施策の内容

(1) 香美市健康増進計画等に基づく事業の実施

今後も「香美市健康増進計画」の周知を図りながら、住民・関係機関等との連携により「香美市健康増進計画」「香美市食育推進計画」「特定健康診査等実施計画」「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った健康づくりをすすめ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。また、地元医療機関と連携し、「かかりつけ医・かかりつけ薬局」を持つことを推奨し、医療と健康づくりの融合を図ります。

(2) 自主的な健康づくりへの支援

食育や介護予防の推進等、住民主体の健康づくり事業を推進し、健康寿命の延伸と介護給付費や医療費の適正化を図ります。また、感染症等から健康を守るため、必要な情報を迅速かつ的確に提供していけるよう努めます。

(3) 情報・通信技術の活用方策の検討

現在実施している健診結果分析だけでなく、医療費分析・介護保険受給経過分析等が可能となるシステムを研究・検討し、関係機関とも連携を図りながら個別保健指導への活用ができるように努めます。

(4) 妊娠・出産・子育てへの支援の充実

妊娠期・乳幼児期の健診体制の充実、妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援体制を強化することにより、安心して出産・育児ができる環境づくりと子どもの健やかな成長を支援します。

(注)健康寿命*:WHO(世界保健機構)が提唱した指標で、平均寿命から要介護状態となった期間を差し引いた寿命のこと。一般に、平均寿命が長い国ほど平均寿命と健康寿命の差が長い傾向にあります。

メタボリックシンドローム**:代謝症候群、内臓脂肪症候群等とも呼ばれる複合生活習慣病。内臓脂肪が多い場合、動脈硬化の危険因子である「肥満」「高血圧」「高血糖」「高脂血症」を重複して発症する可能性が高いといわれています。

メンタルヘルス***:心の健康。精神病や神経症は、特別な病気ではなく、ストレスによって誰でもメンタルヘルス不全になるとの認識が浸透しつつあります。職場や学校にカウンセラーを配置する等ストレスへの対応が社会的に重視されつつあります。

アレルギー****:免疫反応が、特定の抗原に対して過剰に起こる反応のことです(アレルギー性鼻炎、気管支喘息、じん麻疹等)。

施策 26 医療体制の充実

現状と課題

医療保険制度改革により療養型病床が削減・廃止に向かうなど、市民の健康管理体制や医療機関の経営をめぐる環境は大きく変化しつつあります。市民の健康を守るためには、保健・衛生知識の普及に努め、疾病の予防と早期発見・早期治療の徹底、生活習慣の改善強化等、これまで積み上げてきた健康づくり関連の施策を効果的に連携づけ、さらに発展させていく必要があります。高齢化が進む中では、市民が健やかな老後を迎え過ごせるよう、疾病の予防から治療、リハビリテーション*に至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が不可欠となります。

医療サービスの提供体制については、夜間における患者の受入れ体制が不十分なことや、へき地医療の維持を含む医療サービスの格差是正及び救急医療体制の整備が課題であり、併せて、南海トラフ地震の発生が危惧される中、災害医療救護体制の整備が、重要な課題となっています。

基本的方向

医療体制については、関係機関と協議・連携しながら、病院及び診療所の配置の維持に努め、身近で適切な医療が受けられるようにするとともに、市内にない診療科目については近隣自治体に所在する医療機関との連携・協力を進めます。療養病床の再編問題については、医療機関等との連携・協議により検討を進めます。

休日等の初期救急医療の受診体制は、香美郡医師会による在宅当番医制の体制継続に努めます。また、搬送体制については、高度医療等を行う高知大学医学部附属病院や高知赤十字病院、高知医療センター等への搬送体制を促進します。

中山間地域が多い本市においては、情報・通信基盤を活用しながら、へき地医療拠点病院(国立病院機構高知病院、高知医療センター、高知大学医学部附属病院等)との連携により、医療サービスの向上に努めます。

(注)リハビリテーション*:狭義には、病気、けが、加齢等様々な原因によって生じた心身機能の低下等に対して、訓練等により、再びふさわしい状態に戻すこと。最近では広義に、心身機能に障害があっても、それを補完する機器や設備等の活用、サービスの利用等によって自分らしい生活を送ることができるよう自ら努力し、また、それを支援する体制をつくっていくことも指すようになってきました。

施策の内容

(1) 医療サービスの格差是正

中山間地域の多い本市にあつては、適正な医療サービスの提供が必要であり、関係機関と協議・連携しながら格差是正に努めます。また、市内に専門医のいない小児科医については、関係機関に相談し、確保に努めます。

(2) 休日・夜間診療体制の確保

休日等の初期緊急医療の受診体制整備のため、香美郡医師会と連携して在宅当番医制による体制の継続・確保とともに、「高知県救急医療情報センター」「こうち医療ネット」などの、広域的な医療機関や救急医療情報を市民に提供できるよう努めます。

(3) 搬送体制の強化

医療行為も含め救急救命士の専門的知識、技術の向上を図るとともに、高度救命処置が行える高規格救急自動車の更新を定期的に行っていきます。

また、救急車と医療機関をインターネットで結んだ「こうち医療ネット」を有効活用し、的確かつ迅速な搬送体制の充実に努めます。

(4) 災害医療救急体制の確立

医療機関や消防・警察等の関係機関や自主防災組織を中心とした住民組織と連携しながら、災害時における医療救護活動として実効性のある活動が行えるよう、具体的な行動計画の確立に努めます。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業の取組

介護保険制度の動向、社会情勢の変化をふまえ、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築が求められており、在宅医療・介護連携推進事業を中心に医療介護の連携に努めます。



政策 11 高齢者福祉の充実

施策 27 介護予防の推進

現状と課題

本市では、生活習慣病予防対策と生活機能低下予防対策との一体化に努めながら、65歳以上の年齢層については介護保険地域支援事業における、介護予防事業を実施していますが、高齢化の進行により整形疾患や脳血管疾患、認知症等による要介護認定者は増加しています。今後も高齢期までの各ライフステージにおいて市民が主体的に生活習慣病予防を含めた健康づくりに取り組むとともに、高齢期においても継続して健康づくりや生きがいづくりに取り組めるような環境づくりを進めることが大切です。

基本的方向

高齢者の自立支援という観点に立ち、生活機能を維持し社会参加により生きがいのある「活動的な85歳」を迎えることを引き続き目標とし、保健・医療・福祉の連携と市民による主体的な健康づくりを促進し、介護予防への取組を総合的に支援します。

各ライフステージにおいて食育、運動習慣、健康管理などに市民が主体的に取り組むことができるよう、庁内各部署と連携した支援体制づくりに取り組みます。

また高齢者には、早期からの介護予防の取組にむけた啓発や機会提供につとめ、高齢者の主体的な活動の支援により、要介護状態の予防や改善を目指します。また要支援者に対しては、介護予防サービスを適切に提供する等、個々の状況に応じた介護予防の推進を図ります。

施策の内容

(1) 介護予防啓発活動の推進

運動習慣づくり及び認知症に重点をおいた啓発事業（介護予防講座や認知症教室等）を継続して進めます。各年代で関心をもち必要な取組を進めていくことができるよう、市民、地域、関係機関と連携し啓発に努めます。

(2) 市民主体の介護予防活動の推進

高齢者等が地域の中で日頃から健康づくり活動に取り組めるよう、地域の自主グループ活動や公民館活動などの支援を継続します。また、教育委員会や社会福祉協議会等と協力し、ボランティア育成やコーディネート機能の強化の取組を進めます。

施策 28 安心介護の推進

現状と課題

介護保険制度は、高齢者の自立した日常生活を支援する「利用者本位」の制度として定着し、利用が進んできました。これにより、在宅生活の支援が図られるようになりましたが、施設入所者の増加も進む等、給付費の拡大にもつながってきました。これを受けて介護保険制度が見直され、地域の中での「自立した生活」の継続に向けた事業体系となりましたが、高齢化や地理的条件などにより、予防給付から自立への移行は難しいのが現状です。

本市においても、高齢者が日常生活圏の中で、心豊かに尊厳ある生活を継続していくための支援に一層力を入れる必要があります。中山間地域の中には、要介護になった高齢者が、自立した生活を継続することが難しくなっている状況もあり、地域の実情に沿った介護支援の体制づくりが求められます。

基本的方向

第6期の介護保険事業計画に基づき、要支援・要介護者の心身機能の維持・向上を積極的に支援します。

自立した生活に不安のある高齢者が、安心して健康で明るい生活を継続することができるまちづくりを目指し、権利擁護事業の活用や介護保険サービス以外の資源の検討も行いながら、日常生活圏の中で「通い」、「訪問」、「泊まり（ショートステイ）」によるサービスを組み合わせ利用できるように環境をつくっていきます。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていき、住民主体で参加しやすい、地域に根ざした介護予防活動を推進していきます。

施策の内容

(1) 自立を支える体制の整備

地域包括支援センターを中心に、自立した生活のため、日常生活圏における介護保険サービス利用等にかかわる情報提供、相談支援体制を確保、充実させます。

また、社会福祉協議会と連携した権利擁護の推進（日常生活自立支援事業等の活用）に努めます。市では事業者に対する指導監督、サービスに対する評価の実施、適正な介護給付・予防給付を進めるための保険者機能の強化に努め、良好なサービス提供体制の構築に努めながら、介護保険制度の適切な運用を目指します。

(2) 介護サービス等の充実

介護が必要な高齢者の在宅での生活を支える各種支援サービスの充実を図ります。高齢者福祉施設の充実と広域的利用体制の確保に努めるとともに、介護支援と住み慣れた地域の中で訪問、通い、泊まり等のサービスを総合的に利用していくことができるような環境づくりを進めます。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていき、住民主体で参加しやすい、地域に根ざした介護予防活動を推進していきます。

施策 29 地域ぐるみの支え合い体制の充実

現状と課題

本市では、多彩な生涯学習・生涯スポーツ活動、自主サークル活動等が、高齢者の生きがいや交流、介護予防等に寄与しています。

高齢者の見守り体制としては、独居老人の希望者宅に緊急通報装置を設置していますが、親族が市外にいるなど協力員となってくれる方の確保が難しくなっていることが問題としてあります。

山間部では、集落人口の減少や公共施設までの距離が遠いこと等により、地域で支え合う仕組みが作りにくいといった問題もあります。

今後は、防災体制等も含め、安心して暮らせる地域づくりに向け、地域の中の様々な機関・施設、事業者、市民が力を合わせて、高齢者を支える環境づくりを進める必要があります。

基本的方向

地域、学校、郵便局等との連携や、通信機器等の活用による高齢者の安否確認体制の充実を検討します。

また、すべての高齢者が、自ら進んで健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の中での自主活動等の支援、食生活改善推進協議会、健康づくり推進員、ボランティア育成、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携強化に取り組みます。

施策の内容

(1) 緊急通報システムを支える協力員の確保

緊急通報システムを支える協力員を確保することにより地域で高齢者が孤立することを防ぎ、地域とのつながりの確保に努めます。

(2) 高齢者の安否確認体制の充実

既存の地域見守り名簿を基礎に関係課の情報を整理して、災害時に援護が必要な人の条項を把握し、安否確認名簿の充実に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ、訪問活動を行っている団体・個人等と連携して見守り活動の輪を広げるとともに、見守り関係者協議機関の設置を推進します。安否確認手段としての通信手段やコールセンターの設置等についても検討します。

政策 12 障害者福祉の充実

施策 30 障害者福祉の充実

現状と課題

本市の、障害者手帳所持者は約 2,200 人で、人口に占める割合は 8.4%と近隣市に比べて高くなっています。社会資源においては、本市には、入所・通所福祉施設、グループホーム等の障害者施設が整備されており、県立特別支援学校もあります。しかしながら、ニーズに対して社会資源が不足している状況であり、より一層の施設整備が求められています。

また、多種多様な制度・サービスの整備が進んでいるなか、障害者（児）が制度、社会資源をうまく活用し、より充実した生活を送ることができるよう、より一層の相談支援体制の充実が求められています。

基本的方向

障害者（児）が、本市で安心して暮らしていけるよう、サービスの周知を含め、相談支援体制の充実を図ります。障害児の支援においては、保健・医療、教育と連携を図り、乳幼児期からの障害児支援の推進を図ります。

また、障害への理解に向けた啓発を行い、障害者虐待の防止、権利擁護の充実を図っていきます。

施策の内容

(1) 心身状況の維持、リハビリテーションへの支援の充実

かかりつけ医を中心に健康づくり、健康相談、緊急対応体制の確保を図るとともに、年齢や心身状況、本人の希望に応じて充実した生活を営んでいくことができるよう、機能訓練や日常生活訓練、様々な学習活動が円滑に実施できるよう支援します。住宅改修や日常生活用具の導入等についても、リハビリテーション支援の視点から進めます。

(2) 地域における自立支援体制の確立

「香美市障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの実現を目指します。そのため、香美市自立支援協議会を中心に、市民参加（自助、共助、公助）と民間活力の活用、人材の育成・確保、保健・医療・福祉・教育施設等の連携強化を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所サービス等の充実、日中活動の場（生活介護、就労継続支援等）や住まいの場（グループホーム等）、移動やコミュニケーションにかかわる支援の充実を図ります。また、多様なニーズに対応し、より豊かな自立生活の実現を支援していくため、市民によるボランティアや支え合い活動の充実を促進します。施設・サービス等の提供にあたっては、既存施設の有効利用を進めます。

(4) 情報提供・相談体制の確立

様々な施設やサービスを効果的に利用していくことができるよう、サービスの選択や利用上の問題解決に必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

本人の意思判断が難しい場合は、その人の立場に立った支援ができるよう、権利を保護する権利擁護、成年後見制度の活用支援等を行います。

また、本人・家族のみならず、学校、職場、地域においてノーマライゼーションやユニバーサルデザイン化を進めるための相談支援体制の構築、障害や病気に対する理解を深めるための情報提供等も充実させます。

(5) 社会参加と交流の促進

県立山田養護学校や障害者施設等と連携を図りつつ、障害者（児）が、地域の一員として、地域活動や文化・スポーツ活動等様々な活動に参加していくことのできるまちづくりを進めます。また、保育所や学校における統合教育・交流教育*、福祉教育の推進、農林業や商工業等の事務所における障害者の雇用促進を図ります。

(注)統合教育・交流教育*:学校教育において、障害児と健常児が同じ学級で学ぶこと(統合教育)、障害児と健常児が共に過ごす時間を持つこと(交流教育)が重要とされてきています。



